

仕 様 書

- 1 契約件名
南寮エレベーター（16号機）修繕
- 2 履行場所
東京都府中市朝日町3-12-1
警察大学校 南寮
- 3 履行期限（作業完了報告書提出期限）
令和7年11月28日まで
- 4 目的及び概要
南寮エレベーター（16号機）について、重量測定センサーの故障により、搭載重量が正しく測定出来ないため、正しく計測できるよう、修繕を行うもの。
- 5 一般的事項
 - (1) この仕様書は、業務の大要を示すものであるから作業の性質上当然実施しなければならないものはもちろん、記載のない事項であっても、自然付帯作業、又は警察大学校担当職員（以下「担当職員」という。）が特に指示した事項は、契約金額の範囲内で実施するものとする。
 - (2) 業務の実施に当たっては、法令、条例及び規則、担当職員の指示並びに庁舎管理上の定められた注意事項を遵守し、施設、人員、備品等に対し、損害を与えないように必要な措置を行うこと。
 - (3) 損害を与えたとき、又は損害を与える恐れのあるときは、直ちに担当職員の指示を受けるとともに損害を与えたときは契約時の現状に復旧させること。
なお、緊急やむを得ないときは、直ちに必要な措置を行い事後遅滞なく担当職員に報告すること。
 - (4) 業務に必要な水及び電気は警察大学校の負担とするが、その使用は必要最小限とすること。
- 6 作業時間及び検査
作業時間は原則、官庁勤務時間（8:30～17:00）とする。
作業終了後、担当職員に報告し検査確認を受けること。
作業完了後すみやかに作業完了報告書を提出すること。
- 7 その他
 - (1) 業務に必要とされる物品等は、請負業者が負担するものとする。
 - (2) 喫煙は、担当職員が指定した場所で行うこと。
 - (3) 業務区域以外の場所に立ち入ってはならない。業務上やむを得ない場合は担当職員に同意を求め、その立会のもと立ち入ること。ただし、「食堂」・「売店」・「自動販売機」の使用は認める。
 - (4) 貸与する腕章は、在校中は常に何人からも確認できる位置に携行すること。
 - (5) 請負業者は、作業状況の写真記録を作成し作業完了報告書に添えて提出すること。
 - (6) その他詳細については、担当職員の指示に従うこと。
- 8 特記事項
作業内容
 - (1) 南寮エレベーター（16号機）について、重量測定センサーの故障により、搭載重量が正しく測定出来ないため、正しく計測できるよう、修繕を行う。
 - (2) 撤去した部品については場外に搬出し処分すること。